債権申出の催告

当社に対する仙台地方裁判所古川支部平成二十二年（と）第一号において、平成二十二年五月二十日、当職が清算人に選任されました。

同社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年六月十一日

閉鎖登記簿上の本店　宮城県大崎市古川幸町一丁目六番二二号

株式会社仙北測量設計事務所

仙台市青葉区一番町一丁目一七番二四号一二階

清算人　小野寺友宏

無縁墳墓等改葬公告

墓地整備の為に無縁墳墓等について改葬する事になりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

尚、期日迄にお申し出のない場合は、無縁仏として改葬する事になりますのでご承知ください。

平成二十二年六月十一日

一、墓地の所在地　浜松市浜北区沼二〇番一二

一、墳墓等の名称　沼墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　不詳

一、改葬を行おうとする者　浜松市浜北区貫布祢四二一一五　沼墓地内に委員会委員長　益薗　満治

連絡先電話番号　〇五三―五八七―四八九六

旅行業協会ボンド保証制度保証金取戻し公告

一、条第一項の規定により次のように公告します。

㈠　当協会の保証社員であった旅行業者

長官登録旅行業第八一五号　昭和六十三年五月十日

㈡　商号

㈢　名称、住所及び代表者の氏名

ヒットツアーズ　東京都港区六本木三―目一番二五号　代表取締役　杉田　候

㈣　主たる営業所の名称及び所在地

東京都渋谷区神宮前三丁目二八番一〇号シャーリーズビル四階

一、当協会のボンド保証会員となった年月日　平成十二年十月十七日

二、当協会のボンド保証会員としての身分を失った年月日　平成十二年五月十二日

三、当協会のボンド保証会員であった者との旅行業務に関する取引で当協会のボンドにより保証される者は、本公告掲載の翌日から六箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書二通を、下記㈠に掲げる者の所属する当協会に提出してください。

なお、ボンド弁済申請書一通を当協会に提出してくださいよりボンド保証規程に定める弁済限度額及びボンド弁済業務規約に定める弁済額は、それぞれ金七千万円及び金百万円です。

六、前号の期間内に認証申出書及びボンド弁済申請書の提出がなかった場合は当協会はボンド保証会員であった者に対し第四号の保証金額を限度とする弁済をいたしません。

また、第四号の保証金額はボンド弁済を行うべき金額が前号の期間内に認証申出書及びボンド弁済申請書の提出がなかったことにより減少したときは、その減少した額について取り戻されます。

平成二十二年六月十一日

東京都千代田区霞が関三丁目三番二号

社団法人日本旅行業協会

会長　金井　恥

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成 22 年６月 11 日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のＡは変更登録を受けた場合、Ｂは登録の抹消があった場合、Ｃは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

Ｃ　①株式会社セーフ観光　②第３種旅行業　③福島県知事登録旅行業３―189号　④株式会社セーフ観光　福島県耶麻郡猪苗代町大字千代田字打越51―２　代表取締役　橋本薫　⑤本社営業所　福島県耶麻郡猪苗代町大字千代田字打越51―２　⑥平成４年６月９日　⑨平成22年５月25日　⑩300万円　⑪福島県知事　⑫福島県耶麻郡猪苗代町大字千代田字打越51―２　株式会社セーフ観光　代表取締役　橋本薫

Ｂ　①株式会社セディナプランニング（セディナトラベル）　②第３種旅行業　③愛知県知事登録旅行業第３―862号　④株式会社セディナプランニング　愛知県名古屋市中区上前津二丁目１番30号　代表取締役　赤塚憲昭　⑤本社営業所　愛知県名古屋市中区上前津二丁目１番30号　⑥平成７年12月13日　⑧平成22年４月30日　⑩450万円　⑪愛知県知事　⑫愛知県名古屋市中区上前津二丁目１番30号　株式会社ＣＤプランニング　代表取締役　児島正樹

Ｂ　①有限会社スカイワールドツアー　②第３種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第３―2259号　④有限会社スカイワールドツアー　大阪府大阪市阿倍野区昭和町２丁目19番28号　代表取締役　飯田良博　⑤本社営業所　大阪府大阪市阿倍野区昭和町２丁目19番28号　⑥平成15年11月19日　⑧平成22年４月30日　⑩300万円　⑪大阪府知事　⑫大阪府大阪市阿倍野区昭和町２丁目19番28号　有限会社スカイワールドツアー　代表取締役　飯田良博

Ｂ　①ライフトラベルサービス　②第３種旅行業　③福岡県知事登録旅行業第３―443号　④ライフトラベルサービス　三宅順慈　福岡県福岡市南区大橋４丁目13―33―604号　⑤本社営業所　福岡県福岡市南区大橋４丁目13―33―604号　⑥平成９年２月13日　⑧平成22年２月12日　⑩300万円　⑪福岡県知事　⑫福岡県福岡市南区大橋４丁目13―33―604号　三宅順慈

旅行業協会弁済業務保証金取戻し公告

旅行業法第22条の12第５項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第１項（保証社員の地位を失った場合）、又は旅行業法第22条の12第１項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第２項（保証社員が変更登録を受けた場合）の規定により次のように公告します。

下記①に掲げる者との旅行業務に関する取引によって生じた債権（保証社員の地位を失った場合は、当協会の保証社員であった期間におけるものに限る）に関し旅行業法第22条の９第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書２通を、下記①に掲げる者の所属する当協会に提出してください。前記期間内に認証申出書の提出がないときは、弁済業務保証金は取戻されます。

平成 22 年６月 11 日

記

［掲載順序］（　）内は保証社員が変更登録を受けた場合の表示

①当協会の保証社員であった者の商号（商号）　②旅行業の業務の範囲（変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦協会の保証社員としての地位を失った年月日（変更登録年月日及び変更登録後の登録番号）　⑧保証社員が当協会に納付した弁済業務保証金分担金の額に相当する額（取戻しをしようとする弁済業務保証金の額）　⑨弁済限度額

＊冒頭のＡは保証社員の地位を失った場合、Ｂは保証社員が変更登録を受けた場合をあらわす。